

# 新宿医療専門学校学則

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 本校は、学校教育法に基づき、はり師及びきゅう師を希望する者に対しては、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に基づく専門知識及び技術を、柔道整復師を希望する者に対しては、柔道整復師法に基づく専門知識及び技術を、また、歯科衛生士を希望する者に対しては、歯科衛生士法に基づく専門知識及び技術を教授することにより、国民の健康の保持に寄与すると共に、自主的精神に充ちた心身共に有能な臨床家として社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

### (名 称)

第2条 本校は、新宿医療専門学校と称する。

### (位 置)

第3条 本校の位置を東京都新宿区左門町5番地に置く。

### (自己点検及び評価)

第4条 本校は、教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

## 第2章 課程、学科、修業年限及び定員並びに休業日

### (課程、学科、修業年限及び定員)

第5条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は、次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜別	修業年限	入学定員	総定員	学級数	備 考
医療専門課程	鍼灸学科	午前	3年	60人	180人	6クラス	男・女
		午後	3年	30人	90人	3クラス	男・女
	柔道整復学科	昼	3年	90人	270人	9クラス	男・女
	歯科衛生学科	午前	3年	60人	180人	6クラス	男・女
		午後	3年	60人	180人	6クラス	男・女
計				300人	900人	30クラス	

2 前項に規定した修業年限にかかわらず、在学年数は入学した年度より6年間を限度とする。

(学年及び学期の終始期)

第6条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学期は次のとおりとする。

鍼灸学科及び柔道整復学科

(1) 第一学期(前期) 4月1日から 9月30日まで

(2) 第二学期(後期) 10月1日から翌年3月31日まで

歯科衛生学科

(1) 第一学期 4月1日から 8月25日まで

(2) 第二学期 8月26日から翌年1月5日まで

(3) 第三学期 1月6日から 3月31日まで

3 前項に定めた期間を原則として、毎年の学期の終始期を別に定める。

(休業日及び授業日数)

第7条 本校の休業日は次のとおりとする。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 学年始め休業 4月1日から 4月7日まで

(4) 夏季休業 鍼灸学科及び柔道整復学科

8月5日から 9月30日まで

歯科衛生学科

8月5日から 8月25日まで

(5) 冬季休業 12月23日から 1月5日まで

(6) 学年末休業 鍼灸学科及び柔道整復学科

2月10日から 3月31日まで

歯科衛生学科

3月9日から 3月31日まで

(7) 学園記念日 10月28日

2 校長は、災害等やむを得ない場合や教育上特に必要と認めるときは、前項の休業日を変更し、又は臨時に定めることができる。

3 年間の授業日数は定期試験等の期間を含め、鍼灸学科及び柔道整復学科は原則として160日、歯科衛生学科は原則として200日とする。

### 第3章 教育課程、単位数、授業時数、教職員組織

(教育課程、単位数及び授業時数)

第8条 本校の教育課程、単位数及び授業時数は、別表第一より別表第四のとおりとする。

(授業時数の単位数への換算)

第9条 各授業科目の単位の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により計算する。

- (1) 授業時間は45分をもって1時間とする。教育効果の向上を目的として、授業は1時限を2時間とし、時間割を定める。
- (2) 講義及び演習にあつては15時間から30時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実習及び実技については30時間から45時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 臨地実習及び臨床実習については、45時間をもって1単位とする。

(授業科目の履修方法、試験等及び単位の授与)

第10条 次に定める授業科目の履修方法により1授業科目を履修し、かつ、試験等に合格したときは、所定の単位を与える。

- (1) 鍼灸学科午前部の学生は、別表第一に掲げる授業科目の中から卒業に必要な必修科目及び選択必修科目を履修し単位を修得しなければならない。
  - (2) 鍼灸学科午後部の学生は、別表第二に掲げる授業科目の中から卒業に必要な必修科目及び選択必修科目を履修し単位を修得しなければならない。
  - (3) 柔道整復学科の学生は、別表第三に掲げる授業科目の中から卒業に必要な必修科目及び選択必修科目を履修し単位を修得しなければならない。
  - (4) 歯科衛生学科の学生は、別表第四に掲げる授業科目の中から卒業に必要な必修科目及び選択必修科目を履修し単位を修得しなければならない。
- 2 授業科目について別に定める出席授業時数に達した学生に限り、その授業科目を履修したものとみなす。
- 3 試験等による評定は100点満点とし、60点以上を合格とする。
- 4 授業科目の履修方法、試験及び単位に関することについては、本学則に定めるもののほかは、別に定める。

(他の専修学校等における授業科目の履修)

第11条 本校は、教育上有益と認めるときは、他の専修学校、大学、短期大学または他の医療関係職種養成を行う施設として文部科学大臣の指定を受けた学校又は厚生労働大臣の指定を受けた養成施設において別表第一より別表第四までに定める分野の関連科目を履修した場合には、当該課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えない範囲において、本校における授業科目の履修により修得したものとみなす。

2 前項において認められた単位は、当該学生の必修科目又は選択必修科目の単位数として、卒業単位数に含めることができる。

(始業及び終業の時刻)

第12条 本校の始業及び終業の時刻は次のとおりとする。

課程名	昼夜別	学科名	始業時刻	終業時刻
医療 専門課程	午前	鍼灸学科	午前9時00分	午後2時30分
	午後	鍼灸学科	午後2時45分	午後6時00分
	昼	柔道整復学科	午前9時00分	午後2時30分
	午前	歯科衛生学科	午前9時00分	午後0時15分
	午後	歯科衛生学科	午後1時00分	午後4時15分

ただし、臨地実習及び臨床実習についてはこの限りでない。

(教職員組織)

第13条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 専任教員 32人以上(鍼灸学科11人以上、柔道整復学科8人以上、歯科衛生学科13人以上)
- (4) 事務職員 3人以上
- (5) 学校医

2 本校は、前項のほか、必要に応じ非常勤の教員、嘱託教職員、臨時教職員を置く。

3 校長は、本校の校務一切を掌理し、所属職員を統監する。

4 副校長は、校長を補佐し所属教職員を指導する。また、校長に事故あるとき又は欠けたときは校長の職務を代行する。

#### 第4章 入学、休学、転部、退学、除籍、進級、卒業

(入学資格)

第14条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了したもの又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者

- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (7) 学校教育法第 90 条第 2 項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めたもの
- (8) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

#### （入学時期）

第 15 条 本校の入学時期は毎年 4 月 1 日とする。

#### （入学手続、入学者の選考の方法、許可）

第 16 条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学志願書等に必要事項を記載し、第 29 条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。

2 前項の手続を終了した者に対して書類審査、小論文及び面談等によるキャリア重視 A O 入学選考、特待生入学選考、一般入学選考、推薦入学選考により選考し、入学者を決定する。

3 本校に入学を許可された者は、入学を許可された日からあらかじめ指定された日までに第 29 条に定めた入学料等を添え、必要書類を提出しなければならない。

#### （休学、復学）

第 17 条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、休学しようとする時は、その理由を記載した書類を提出して、校長の許可を受けなければならない。休学の理由が疾病であるときは医師の診断書を添付しなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、その理由を記載した書類を提出して、校長の許可を受けなければならない。復学の理由が疾病の軽快であるときは医師の診断書を添付しなければならない。ただし、復学時期は学期始めとする。

3 休学できる期間は通算 3 年間とする。

#### （転部）

第 18 条 転部は原則として認めない。ただし、正当な理由があると認めかつ欠員がある場合に限り、校長がこれを許可することがある。

2 学生がやむを得ない事由により転部をしようとする時は、その理由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

3 転部時期は学期始めとする。

(退学、再入学)

第 19 条 退学しようとする者は、その理由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により退学した者で再入学を希望する者があるときは、校長は、選考のうえ、相当学年に入学を許可することがある。

(転入学及び編入学)

第 20 条 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第 2 条第 1 項に基づく学校又ははり師、きゅう師養成施設、若しくは柔道整復師法第 12 条第 1 項に基づく学校又は柔道整復師養成施設、若しくは歯科衛生士法第 12 条第 1 項に基づく学校又は歯科衛生士養成所で 1 年以上在学し、かつ第 14 条の入学資格を満たした者が、本校に転入学又は編入学を希望するときは、校長は欠員がある場合に限り選考の上、相当学年に転編入学を許可することができる。

(除 籍)

第 21 条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍する。

- (1) 督促を受けた滞納学費を、指定された期限までに納付しない者
- (2) 在学できる年限を超える者
- (3) 校長が除籍と判断した者

(進 級)

第 22 条 第 8 条の教育課程の定めるところにより、各年次において別に定める履修すべき授業科目の単位を修得した者について進級を認める。

(卒業要件)

第 23 条 校長は、次の各号のいずれかの要件を満たし、かつ、卒業試験に合格した者について卒業の認定を行う。

- (1) 鍼灸学科午前部の学生は、別表第一に掲げる全授業科目の単位を修得するものとする。
- (2) 鍼灸学科午後部の学生は、別表第二に掲げる全授業科目の単位を修得するものとする。
- (3) 柔道整復学科の学生は、別表第三に掲げる全授業科目の単位を修得するものとする。
- (4) 歯科衛生学科の学生は、別表第四に掲げる全授業科目の単位を修得するものとする。

(卒業証書)

第 24 条 前条の卒業を認定された者について、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第 25 条 校長は第 23 条の規定により卒業を認定した者に専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

## 第5章 科目等履修生

(科目等履修生)

第26条 本校において開設する授業科目に対し、本校学生以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上、科目等聴講生として当該科目の履修を校長が許可することがある。

2 その他科目等履修生に関する事項は、別に定める。

## 第6章 聴講生

(聴講生)

第27条 本校において開設する授業科目に対し、本校学生以外の者から特定の科目について聴講の申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、聴講生として当該科目の履修を校長が許可することがある。但し、聴講生の事項については、別に定める。

## 第7章 賞 罰

(褒賞)

第28条 学生として人物及び学業成績優秀で他の模範となる者、又は本校の内外において建学の精神の発揚に努め、本校の名声を著しく高揚した者に対し、別に定めるところにより褒賞することがある。

(懲戒)

第29条 学生がこの学則その他本校の定める諸規則を守らず、学生としての本分にもとる行為があったときは、懲戒処分を行うことがある。

2 懲戒は、訓告、停学、退学及び除籍とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うものとする。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなくて、出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(5) 校長が退学と判断した者

## 第8章 入学金及び授業料等

### (納付金)

第30条 本校における納付金は、別表第五のとおりとする。

2 前項で定められた納付金以外は徴収しない。

### (納入及び納入の特例)

第31条 学生がその在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 学生が休学したときは、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、休学期間中の授業料を免除することがある。

3 特別の理由のある場合には、別に定めるところにより、入学金及び授業料の全部又は一部を減免することがある。

### (納入金の還付)

第32条 既に納入した授業料、入学金及び入学検定料は、原則としてこれを返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、入学を許可されたときに授業料等を納付した者が、3月31日までに入学を辞退した場合には、入学検定料及び入学金を除く既納授業料等相当額を、その者の申出により返還する。

### (健康診断)

第33条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより、実施する。

## 第9章 雑 則

### (施行細則)

第34条 この学則の施行に関し必要な細則は、校長が別に定める。

### 附 則

この学則は平成16年4月1日から施行する。

### 附 則

この学則は平成16年9月1日から施行する。

### 附 則

この学則は平成18年4月1日から施行する。



附 則

この学則は平成19年3月12日から施行する。

附 則

この学則は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は平成28年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は平成29年4月1日から施行する。

2. 施行日において旧学則第5条に規定するヒューマンサイエンス鍼灸学科昼間部、ヒューマンサイエンス柔道整復学科昼間部並びに歯科衛生学科昼間部に在籍している者は、旧学則の規定を適用する。

ただし、授業時間に関しては下記の通りとする。

課程名	昼夜別	学科名	始業時刻	終業時刻
医 療 専門課程	昼	ヒューマンサイエンス 鍼灸学科	午後1時30分	午後4時45分
		ヒューマンサイエンス 柔道整復学科	午後1時30分	午後4時45分
		歯科衛生学科	午後1時30分	午後4時45分

3. 施行日において旧学則第5条に規定するヒューマンサイエンス鍼灸学科夜間部、ヒューマンサイエンス柔道整復学科夜間部並びに歯科衛生学科夜間部に在籍している者は、旧学則の規定を適用する。

附 則

1. この学則は平成30年4月1日から施行する。

2. 施行日において旧学則第5条に規定するヒューマンサイエンス鍼灸学科午前部、ヒューマン

サイエンス鍼灸学科午後部、ヒューマンサイエンス柔道整復学科午前部並びにヒューマンサイエンス柔道整復学科午後部に在籍している者は、旧学則の規定を適用する。

ただし、第23条の規定は施行日以降に卒業する者に適用し、授業時間に関しては以下のとおりとする。

課程名	昼夜別	学科名	始業時刻	終業時刻
医療 専門課程	午前	鍼灸学科	午前9時00分	午後0時15分
	午後	鍼灸学科	午後1時00分	午後4時15分
	午前	柔道整復学科	午前9時00分	午後0時15分
	午後	柔道整復学科	午後1時00分	午後4時15分

附 則

この学則は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は令和4年4月1日から施行する。

別表第一  
医療専門課程 鍼灸学科  
昼間又は夜間の別 : 昼間(午前部)

	教育内容	認定規則指定単位数	授業科目	講義又は実習の区分	必修又は選択の区分	1学年		2学年		3学年		計	
						単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	社会科学概論	講義	必修科目	2	32					2	32
			自然科学概論	講義	必修科目	2	32					2	32
			身体と科学	講義演習	必修科目	2	32					2	32
			人文科学	講義	必修科目	2	32					2	32
			人間学Ⅰ	講義	必修科目	2	32					2	32
			人間学Ⅱ	講義	必修科目			2	32			2	32
			人間学Ⅲ	講義演習	必修科目			2	32			2	32
			小計			10	160	4	64	0	0	14	224
計			10	160	4	64	0	0	14	224			
専門基礎分野	人体の構造と機能	12	解剖学Ⅰ	講義	必修科目	2	32					2	32
			解剖学Ⅱ	講義	必修科目	2	32					2	32
			解剖学Ⅲ	講義	必修科目	2	32					2	32
			解剖学Ⅳ	講義	必修科目	2	32					2	32
			解剖学Ⅴ	講義	必修科目	2	32					2	32
			解剖学Ⅵ	講義	必修科目			2	32			2	32
			解剖学Ⅶ	講義	必修科目					2	32	2	32
			生理学Ⅰ	講義	必修科目	2	32					2	32
			生理学Ⅱ	講義	必修科目	2	32					2	32
			生理学Ⅲ	講義	必修科目	2	32					2	32
			生理学Ⅳ	講義	必修科目	2	32					2	32
			生理学Ⅴ	講義	必修科目					2	32	2	32
	運動学	講義	必修科目			2	32			2	32		
	小計			18	288	4	64	4	64	26	416		
	疾病の成り立ち、 予防及び回復の促進	12	衛生学・公衆衛生学	講義	必修科目					2	32	2	32
			病理学	講義	必修科目			2	32			2	32
			臨床医学総論Ⅰ	講義	必修科目			2	32			2	32
			臨床医学総論Ⅱ	講義	必修科目			2	32			2	32
			臨床医学各論Ⅰ	講義	必修科目			2	32			2	32
			臨床医学各論Ⅱ	講義	必修科目			2	32			2	32
			臨床医学各論Ⅲ	講義	必修科目			2	32			2	32
			臨床医学各論Ⅳ	講義	必修科目			2	32			2	32
臨床医学各論Ⅴ			講義	必修科目					2	32	2	32	
臨床医学総合論			講義	必修科目					2	32	2	32	
リハビリテーション医学	講義	必修科目					2	32	2	32			
小計			0	0	16	256	6	96	22	352			
保健医療福祉とは り・きゅうの理念	3	医療概論	講義	必修科目	1	16					1	16	
		医療倫理	講義	必修科目	1	16					1	16	
		関係法規	講義	必修科目	1	16					1	16	
		小計			3	48	0	0	0	0	3	48	
計			21	336	20	320	10	160	51	816			
専門基礎分野	基礎鍼灸学	9	はりきゅう理論	講義	必修科目	2	32					2	32
			経絡経穴概論Ⅰ	講義	必修科目	2	32					2	32
			経絡経穴概論Ⅱ	講義	必修科目	2	32					2	32
			経絡経穴概論Ⅲ	講義	必修科目			2	32			2	32
			経絡経穴概論Ⅳ	講義	必修科目					2	32	2	32
			東洋医学概論Ⅰ	講義	必修科目	2	32					2	32
			東洋医学概論Ⅱ	講義	必修科目	2	32					2	32
			東洋医学概論Ⅲ	講義	必修科目					2	32	2	32
			小計			10	160	2	32	4	64	16	256
	臨床鍼灸学	13	東洋医学臨床論Ⅰ	講義	必修科目			2	32			2	32
			東洋医学臨床論Ⅱ	講義	必修科目			2	32			2	32
			現代医学臨床論Ⅰ	講義	必修科目			2	32			2	32
			現代医学臨床論Ⅱ	講義	必修科目			2	32			2	32
			臨床鍼灸学Ⅰ	演習	必修科目	2	32					2	32
			臨床鍼灸学Ⅱ	演習	必修科目			2	32			2	32
			臨床鍼灸学Ⅲ	演習	必修科目					2	32	2	32
			薬学概論	講義	必修科目					2	32	2	32
			治効理論	講義	必修科目					2	32	2	32
小計			2	32	10	160	6	96	18	288			
社会鍼灸学	2	社会鍼灸学	演習	必修科目			2	32			2	32	
		小計			0	0	2	32	0	0	2	32	
実習	15	臨床評価実習Ⅰ	実習	必修科目			1	32			1	32	
		臨床評価実習Ⅱ	実習	必修科目			1	32			1	32	
		臨床経穴実習Ⅰ	実習	必修科目	1	32					1	32	
		臨床経穴実習Ⅱ	実習	必修科目			1	32			1	32	
		鍼基礎実習Ⅰ	実習	必修科目	1	32					1	32	
		鍼基礎実習Ⅱ	実習	必修科目	1	32					1	32	
		触診触擦実習Ⅰ	実習	必修科目			1	32			1	32	
		触診触擦実習Ⅱ	実習	必修科目			1	32			1	32	
		臨床応用実習Ⅰ	実習	必修科目					1	32	1	32	
		臨床応用実習Ⅱ	実習	必修科目					1	32	1	32	
		灸基礎実習Ⅰ	実習	必修科目	1	32					1	32	
		灸基礎実習Ⅱ	実習	必修科目	1	32					1	32	
		灸応用実習	実習	必修科目			1	32			1	32	
		鍼灸応用実習Ⅰ	実習	必修科目			1	32			1	32	
		鍼灸応用実習Ⅱ	実習	必修科目			1	32			1	32	
小計			5	160	8	256	2	64	15	480			
臨床実習	4	臨床実習	実習	必修科目			2	90	2	90	4	180	
		小計			0	0	2	90	2	90	4	180	
総合領域	10	トレーニング実習	実習	必修科目	1	32					1	32	
		総合鍼灸実習	実習	必修科目					1	32	1	32	
		総合実践実習	実習	必修科目					1	32	1	32	
		基礎力重点コース	演習	選択必修					18	288	18	288	
		臨床力重点コース	演習	選択必修					18	288	18	288	
小計			1	32	0	0	20	352	21	384			
計			18	384	24	570	34	666	76	1,620			
総合計	94	合計	49	880	48	954	44	826	141	2,660			

別表第二  
医療専門課程 鍼灸学科  
昼間又は夜間の別 : 昼間(午後部)

	教育内容	認定規則指定単位数	授業科目	講義又は実習の区分	必修又は選択の区分	1学年		2学年		3学年		計	
						単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	社会科学概論	講義	必修科目	2	32					2	32
			自然科学概論	講義	必修科目	2	32					2	32
			身体と科学	講義演習	必修科目	2	32					2	32
			人文科学	講義	必修科目	2	32					2	32
			人間学Ⅰ	講義	必修科目	2	32					2	32
			人間学Ⅱ	講義	必修科目			2	32			2	32
			人間学Ⅲ	講義演習	必修科目			2	32			2	32
			小計			10	160	4	64	0	0	14	224
計			10	160	4	64	0	0	14	224			
専門基礎	人体の構造と機能	12	解剖学Ⅰ	講義	必修科目	2	32					2	32
			解剖学Ⅱ	講義	必修科目	2	32					2	32
			解剖学Ⅲ	講義	必修科目			2	32			2	32
			解剖学Ⅳ	講義	必修科目			2	32			2	32
			解剖学Ⅴ	講義	必修科目			2	32			2	32
			解剖学Ⅵ	講義	必修科目	2	32					2	32
			解剖学Ⅶ	講義	必修科目					2	32	2	32
			生理学Ⅰ	講義	必修科目	2	32					2	32
			生理学Ⅱ	講義	必修科目	2	32					2	32
			生理学Ⅲ	講義	必修科目			2	32			2	32
			生理学Ⅳ	講義	必修科目			2	32			2	32
			生理学Ⅴ	講義	必修科目					2	32	2	32
			運動学	講義	必修科目			2	32			2	32
			小計			10	160	12	192	4	64	26	416
基礎分野	疾病の成り立ち、 予防及び回復の促進	12	衛生学・公衆衛生学	講義	必修科目					2	32	2	32
			病理学	講義	必修科目			2	32			2	32
			臨床医学総論Ⅰ	講義	必修科目					2	32	2	32
			臨床医学総論Ⅱ	講義	必修科目	2	32					2	32
			臨床医学各論Ⅰ	講義	必修科目					2	32	2	32
			臨床医学各論Ⅱ	講義	必修科目	2	32					2	32
			臨床医学各論Ⅲ	講義	必修科目	2	32					2	32
			臨床医学各論Ⅳ	講義	必修科目					2	32	2	32
			臨床医学総合論	講義	必修科目					2	32	2	32
			リハビリテーション医学	講義	必修科目					2	32	2	32
小計			6	96	2	32	12	192	20	320			
基礎分野	保健医療福祉とは り・きゅうの理念	3	医療概論	講義	必修科目			1	16			1	16
			医療倫理	講義	必修科目	1	16					1	16
			関係法規	講義	必修科目	1	16					1	16
			小計			2	32	1	16	0	0	3	48
計			18	288	15	240	16	256	49	784			
専門分野	基礎鍼灸学	9	はりきゅう理論	講義	必修科目	2	32					2	32
			経絡経穴概論Ⅰ	講義	必修科目	2	32					2	32
			経絡経穴概論Ⅱ	講義	必修科目	2	32					2	32
			経絡経穴概論Ⅲ	講義	必修科目			2	32			2	32
			経絡経穴概論Ⅳ	講義	必修科目					2	32	2	32
			東洋医学概論Ⅰ	講義	必修科目	2	32					2	32
			東洋医学概論Ⅱ	講義	必修科目	2	32					2	32
			東洋医学概論Ⅲ	講義	必修科目					2	32	2	32
	小計			10	160	2	32	4	64	16	256		
	臨床鍼灸学	13	東洋医学臨床論Ⅰ	講義	必修科目			2	32			2	32
			東洋医学臨床論Ⅱ	講義	必修科目			2	32			2	32
			現代医学臨床論Ⅰ	講義	必修科目	2	32					2	32
			現代医学臨床論Ⅱ	講義	必修科目			2	32			2	32
臨床鍼灸学Ⅰ			演習	必修科目	2	32					2	32	
臨床鍼灸学Ⅱ			演習	必修科目			2	32			2	32	
臨床鍼灸学Ⅲ			演習	必修科目					2	32	2	32	
薬学概論	講義	必修科目			2	32			2	32			
治効理論	講義	必修科目			2	32			2	32			
小計			4	64	12	192	2	32	18	288			
専門分野	社会鍼灸学	2	社会鍼灸学	演習	必修科目	2	32					2	32
			小計			2	32	0	0	0	0	2	32
専門分野	実習	15	臨床評価実習Ⅰ	実習	必修科目	1	32					1	32
			臨床評価実習Ⅱ	実習	必修科目			1	32			1	32
			臨床経穴実習Ⅰ	実習	必修科目	1	32					1	32
			臨床経穴実習Ⅱ	実習	必修科目			1	32			1	32
			鍼基礎実習Ⅰ	実習	必修科目	1	32					1	32
			鍼基礎実習Ⅱ	実習	必修科目	1	32					1	32
			触診触擦実習Ⅰ	実習	必修科目			1	32			1	32
			触診触擦実習Ⅱ	実習	必修科目			1	32			1	32
			臨床応用実習Ⅰ	実習	必修科目					1	32	1	32
			臨床応用実習Ⅱ	実習	必修科目					1	32	1	32
			灸基礎実習Ⅰ	実習	必修科目	1	32					1	32
			灸基礎実習Ⅱ	実習	必修科目	1	32					1	32
			灸応用実習	実習	必修科目			1	32			1	32
			鍼灸応用実習Ⅰ	実習	必修科目			1	32			1	32
			鍼灸応用実習Ⅱ	実習	必修科目			1	32			1	32
小計			6	192	7	224	2	64	15	480			
専門分野	臨床実習	4	臨床実習	実習	必修科目			3	135	2	90	5	225
			小計			0	0	3	135	2	90	5	225
専門分野	総合領域	10	トレーニング実習	実習	必修科目	1	32					1	32
			総合鍼灸実習	実習	必修科目			1	32			1	32
			総合実践実習	実習	必修科目					1	32	1	32
			基礎力重点コース	演習	選択必修					18	288	18	288
			臨床力重点コース	演習	選択必修					18	288	18	288
小計			1	32	1	32	19	320	21	384			
計			23	480	25	615	29	570	77	1,665			
総合計		94	合計			51	928	44	919	45	826	140	2,673



別表第四  
医療専門課程 歯科衛生学科  
午前部及び午後部共通

	教育内容	認定規則指定単位数	授業科目	講義又は実習の区分	必修又は選択の区分	1学年		2学年		3学年		計			
						単位	時間	単位	時間	単位	時間	単位	時間		
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	10	自然科学概論	講義	必修科目	2	32					2	32		
			医療人間科学Ⅰ	講義	必修科目	2	32					2	32		
			健康社会学	講義	必修科目	2	32					2	32		
			医療人間科学Ⅱ	講義	必修科目					1	16			1	16
			医療人間科学Ⅲ	講義	必修科目					1	16			1	16
			医療人間科学Ⅳ	講義	必修科目							2	32	2	32
			小計					6	96	2	32	2	32	10	160
計					6	96	2	32	2	32	10	160			
専門基礎分野	人体（歯・口腔を除く。）の構造と機能	15	解剖学（組織発生学を含む）	講義	必修科目	2	32					2	32		
			生理学	講義	必修科目	2	32					2	32		
			口腔解剖学（口腔組織発生学を含む）	講義	必修科目	2	32					2	32		
	歯・口腔の構造と機能		歯牙解剖学	講義	必修科目	1	16							1	16
			口腔生理学	講義	必修科目	1	16							1	16
	疾病の成り立ち及び回復過程の促進		病理学	講義	必修科目	1	16							1	16
			口腔病理学	講義	必修科目	2	32							2	32
			微生物学（口腔微生物学）	講義	必修科目	2	32							2	32
			生化学（栄養学）	講義	必修科目	2	32							2	32
			薬理学（歯科薬理学）	講義	必修科目					2	32			2	32
	小計						15	240	2	32			17	272	
	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み		衛生学・公衆衛生学	講義	必修科目	2	32							2	32
			口腔衛生学	講義	必修科目	2	32							2	32
			衛生統計学	講義	必修科目					2	32			2	32
			歯科介護学	講義	必修科目							1	16	1	16
小計						4	64	2	32	1	16	7	112		
計					19	304	4	64	1	16	24	384			
専門分野	歯科衛生士概論	2	歯科衛生士概論Ⅰ	講義	必修科目	1	16					1	16		
			歯科衛生士概論Ⅱ	講義	必修科目					1	16	1	16		
			小計			1	16			1	16	2	32		
	臨床歯科医学	8	保存修復学	講義	必修科目	1	16						1	16	
			歯内療法学	講義	必修科目	1	16							1	16
			歯周病学	講義	必修科目	2	32							2	32
			歯科補綴学	講義	必修科目	1	16							1	16
			口腔外科学・歯科麻酔学	講義	必修科目					2	32			2	32
			先端歯科医療学	講義	必修科目							2	32	2	32
			小児歯科学	講義	必修科目	1	16							1	16
			歯科矯正学	講義	必修科目	1	16							1	16
			障がい者歯科学	講義	必修科目					1	16			1	16
			高齢者歯科学	講義	必修科目					2	32			2	32
			歯科放射線学	講義	必修科目					1	16			1	16
	小計					7	112	6	96	2	32	15	240		
	歯科予防処置論	8	歯科予防処置Ⅰ	講義	必修科目	1	16						1	16	
			歯科予防処置Ⅱ	講義	必修科目	1	16						1	16	
			歯科予防処置Ⅲ	講義	必修科目					1	16			1	16
			歯科予防処置実習Ⅰ	実習	必修科目	2	64							2	64
			歯科予防処置実習Ⅱ	実習	必修科目					2	64			2	64
歯科予防処置実習Ⅲ			講義・実習	必修科目							1	32	1	32	
小計					4	96	3	80	1	32	8	208			
歯科保健指導論	7	歯科保健指導Ⅰ	講義	必修科目	1	16						1	16		
		歯科保健指導Ⅱ	講義	必修科目	1	16							1	16	
		歯科保健指導Ⅲ	講義	必修科目					1	16			1	16	
		摂食嚥下リハビリテーション学	講義	必修科目							1	16	1	16	
		歯科保健指導実習Ⅰ	実習	必修科目	1	32							1	32	
		歯科保健指導実習Ⅱ	講義・実習	必修科目					1	32			1	32	
		歯科保健指導実習Ⅲ	講義・実習	必修科目							1	32	1	32	
小計					3	64	2	48	2	48	7	160			
歯科診療補助論	9	歯科診療補助Ⅰ	講義	必修科目	1	16						1	16		
		歯科診療補助Ⅱ	講義	必修科目	1	16							1	16	
		歯科診療補助Ⅲ	講義	必修科目					2	32			2	32	
		歯科診療補助実習Ⅰ	実習	必修科目	1	32							1	32	
		歯科診療補助実習Ⅱ	実習	必修科目					1	32			1	32	
		歯科診療補助実習Ⅲ	実習	必修科目							1	32	1	32	
		臨床検査法	講義	必修科目	1	16							1	16	
		保険請求事務	講義	必修科目							1	16	1	16	
小計					4	80	3	64	2	48	9	192			
野	臨地実習（臨床実習を含む）	20	臨地実習	実習	必修科目			12	540	8	360	20	900		
			小計			0	0	12	540	8	360	20	900		
			計			19	368	26	828	16	536	61	1,732		
必修分野	総合学習	7	総合講義	講義	選択科目	1	16	2	32			3	48		
			特別教養科目	講義	選択科目	1	16						1	16	
			総合科目	講義	選択科目							10	160	10	160
			総合学習	講義	選択科目							10	160	10	160
			小計					2	32	2	32	20	320	24	384
計					2	32	2	32	20	320	24	384			
総合計		93	合計			46	800	34	956	39	904	119	2,660		

別表第五

(1) 入学検定料 30,000円

(2) 鍼灸学科 学費

	入学手続時	1年次	2年次	3年次	合計
入学金	100,000円				100,000円
授業料(年額)		1,200,000円	1,420,000円	1,420,000円	4,040,000円
小計	100,000円	1,200,000円	1,420,000円	1,420,000円	4,140,000円

(3) 柔道整復学科 学費

	入学手続時	1年次	2年次	3年次	合計
入学金	100,000円				100,000円
授業料(年額)		1,200,000円	1,420,000円	1,420,000円	4,040,000円
小計	100,000円	1,200,000円	1,420,000円	1,420,000円	4,140,000円

(4) 歯科衛生学科 学費

	入学手続時	1年次	2年次	3年次	合計
入学金	100,000円				100,000円
授業料(年額)		900,000円	1,000,000円	1,000,000円	2,900,000円
小計	100,000円	900,000円	1,000,000円	1,000,000円	3,000,000円

(5) 在学証明等諸手続料、聴講料、再履修料及び再試験料の徴収については別に定める。

(6) 免除について

推薦入学選考において入学検定料を全額免除する。